令和８年（フ）第１７２号
富山市西中野町一丁目12番28―201号　コーポ与志乃
債務者　村野　美穂
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５３号
福井県越前市稲寄町６―14―２　ハニーレジデンス202、住民票上の住所福井県丹生郡越前町広野第13号10番地
債務者　大西　瑛子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５４号
福井市石盛町304番地　メゾングエリール103号、旧住所福井市灯明寺３丁目4002番地　ニューブリムローズ２棟105号室
債務者　竹内　　進
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５５号
福井市光陽１丁目９番10号　第１クレイドル102、旧住所福井市光陽２丁目１番16号　中野ビル103
債務者　品川まり惠
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
福井市四ツ井２丁目６－１　第二黒川コーポ101号室、住民票上の住所石川県小松市扇町71番地
債務者　元村みつえ
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５９号
福井県鯖江市柳町２丁目７番16号
債務者　大塚　英子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３６８３号
大阪府高槻市牧田町３番７―205号
債務者　林　　昭子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９５号
大阪府門真市末広町17番26号　ハイツ静和303号
債務者　中吉　　正
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４０号
大阪市住之江区北島２丁目８番９―503号
債務者　兵頭　幸雄
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５７号
大阪府茨木市寺田町７番９号
債務者　坂本加菜恵
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５６０号
大阪府枚方市養父西町15番７―13号
債務者　田枝　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７０号
大阪市生野区新今里５丁目６番３号　ＭＥＳＳＡＧＥ新今里　305
債務者　曽奈　雅世
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３５号
大阪府守口市八雲東町２丁目６番９号
債務者　堀本　咲希（旧姓八木）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０５号
大阪府枚方市王仁公園２番54号
債務者　山本　善昭
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目８番12号　ホテル初音　423
債務者　日笠志津夫
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９０号
大阪市淀川区塚本３丁目10番４号　ラバンジール塚本　301号
債務者　三角　松野
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２１号
大阪府八尾市東山本町１丁目２番23号　増田文化104号
債務者　木下　行男
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部